

「第3期別海町議会活性化計画」

令和5年6月～令和9年4月

別海町議会は、令和3年度に別海町自治基本条例に基づく議会の最高規範である「別海町議会基本条例」を制定し、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、「わかりやすい議会」、「結果を出す議会」、「開かれた議会」、「行動する議会」を実現し、町民の負託に応え、条例の基本理念、基本原則及び条例の定めを遵守し、総合計画に基づき将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動します。そして、積極的に町民の意見を聴取するとともに、議会運営について町民に説明します。

当議会は、別海町議会基本条例第20条の規定に基づき、別海町議会が目指す議会像を実現し、町民の議会に対する関心と信頼を高めるため、「別海町議会活性化計画」を策定し、議会改革と活性化を進めていきます。

この計画期間を通じて、これまで進めてきた議会改革を更に成熟させることで、町民参加による「わかりやすい議会」、議員間討議と委員会活動の強化による「結果を出す議会」、情報共有と議会活性化による「開かれた議会」、政策形成と議会機能の強化による「行動する議会」を基本理念として、議会としての使命と責務を強く自覚し、不断の努力によって町民の付託に全力で応えるため、毎年度点検・評価しながら、2元代表制としての議会の機能を発揮し、持続可能なまちづくりを担う政策議会の実現を目指します。

I 別海町議会の基本理念と基本方針

1 基本理念

地方分権の推進に伴い、町民の信頼と期待に応えるという議会の役割は、ますます拡大しています。

このような中、公平、公正で透明な議会運営はもとより、討論の広場であるという議会機能の本質をおさえながら、議員の資質向上とともに、監視機能の強化や町民目線に立った政策立案、提言など、議会の権能強化も求められています。

別海町自治基本条例の基本理念である「町民参加」と「情報共有」を議会運営の基本とし、別海町議会は、2元代表制のもと、町民の代表として「わかりやすい議会」「結果を出す議会」「開かれた議会」「行動する議会」の実現を基本理念とします。

2 基本方針

基本理念に掲げる「わかりやすい議会」「結果を出す議会」「開かれた議会」「行動する議会」の4つの目指すべき議会像について、議会活動及び議員活動のPDCAサイクルに関連づけ、4つの基本方針を掲げました。

(1) わかりやすい議会

町民の声を拾うために地域を歩くのは、議員活動の原点です。

議会活動を町民に報告し、議会モニター制度、意見交換会のほか新たな広聴活動に取り組むことで、一人でも多くの町民と対話し、調査のヒントを得るとともに、議会制度の活用を町民に促すことで「わかりやすい議会」を目指します。

(2) 結果を出す議会

広聴制度により得られた町民の声や執行機関の事務事業を分析し、どの政策課題の調査が必要か議員間討議を行い、調査項目を決めて、委員会調査を行います。また、研修や自己研鑽を重ね、一般質問の力を高めます。

調査力、質問力などの議員力を高め、政策提案・政策立案により町政に町民の声を反映する「結果を出す議会」を目指します。

(3) 開かれた議会

委員会間の情報共有と連携を強化することで、能率のよい調査を行い、政策横断的な町政課題への対応力を高めます。また、議会活動の成果を積極的に情報公開し、傍聴機会を拡充することで、「参加する議会」を実現し、町民の評価の声を次の調査活動に活かします。

議会の内部にも外部にも「開かれた議会」を推進し、調査活動や議会活性化計画の内部評価、外部評価を行い、その結果をもとにさらなる一手を講じます。

(4) 行動する議会

議会が過去から果たしてきた監視機能・調査機能だけでは、少子高齢化、人口減少時代の持続可能なまちづくりが危ぶまれます。行政との政策論議により問題解決を目指していく「政策議会」への転換を目指す必要があります。このため、政策議会のよりどころとなり、すべての議会活動・議員活動の根幹となる「議会基本条例」を制定しました。

不断の努力と研鑽を通じて、継続かつ持続的に議会活性化に取り組み、町民の期待に応える「行動する議会」を目指します。

Ⅱ 重点計画

重点計画 1 議会機能の充実強化と議会制度の研究

人口減少社会において増大する様々な地域社会の課題について、民主的に合意形成を進めていく上で、議会の役割は重要ですが、全国的にも議員数が減少する一方、投票率の低下や無投票当選の割合が増えていること等に見られるように、議会に対する住民の関心が低下しており、人口減少・高齢化とも相まって、議員のなり手不足が深刻化しています。

地方自治体の意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、その役割を十分に果たすためには、議会制度や運営の在り方に加え、幅広い観点からの調査や方策を講じる必要があります。

このため、討論の広場であるという議会機能の本質をおさえながら、別海町が人口減少時代に立ち向かい、持続可能な自治体経営を続けるためにも、さらなる議会機能の充実強化を図り、多様化する町民の負託にこたえるため、議員定数や報酬の調査及び議会における議員のなり手不足の対策を重点計画とします。

重点計画 2 議会からの情報発信の向上と議会 ICT 計画の策定

第2期活性化計画では、議会だよりの改善や新聞チラシの折り込み、ホームページでの会議の予定、本会議、常任委員会及等の会議結果並びに要点記録等を公開など、積極的な議会情報及び議会活動の成果を積極的に情報公開することにより、議会の内部にも外部にも「開かれた議会」を推進し、傍聴機会を拡充することで、「参加する議会」を実現するため、情報発信を強化してきました。

現在、SNS等を使用することで、以前より幅広い年代の層に発信できるなど、情報発信の手法は様々な媒体が存在しています。

このため、議会活性化の一環として、「開かれた議会」の推進のため、SNSなどの様々なツールを使い、幅広い世代の町民に議会活動を理解してもらうため、議会情報及び議会活動を積極的に発信していきます。

また、インターネットを通じての中継や録画配信など、議会の活動を広く周知し、議会を傍聴しやすく・議会を利用しやすくなるための対策を重点計画とします。

重点計画 3 議会の委員会編成の見直しと政策提言サイクルの確立

本格的な少子化、高齢化社会を迎えた別海町が人口減少時代に立ち向かい、持続可能な自治体経営を続けるためには、執行機関の事務事業を調査するだけでなく、行政の政策に対案を示す、あるいは先んじて立案する機能がいま議会に求められています。

このため、委員会活動のPDCAサイクル化を推進し、政策提言・政策論議につなげるため、将来の議員定数の減についても視野に入れながら、議会運営委員会構成や常任委員会数等の委員会構成について検討するため、委員会編成の見直しを重点計画とします。

Ⅲ 基本方針を踏まえた基本計画及び取組計画

基本方針1 「わかりやすい議会」を実現するための基本計画及び取組計画

～PLAN～ 町民の声を拾い、情報を収集し、活動の計画を立てる

基本計画 1-1 議会活動の報告

町民に対する説明責任を果たすため広く議会活動の報告を行い、町民の意見を聴き、政策形成サイクルの起点とします。

基本計画 1-2 意見交換会の強化

議会として、町民目線に沿った意思決定ができるよう、意見交換会を積極的に開催します。女性、青年を対象とする広聴を強化します。

基本計画 1-3 議会モニター制度の改善

継続的に議会改革を推進するため議会モニター制度を継続し、意見交換会などを行います。モニタリングする内容を改善し、モニターが活動しやすい内容にした上で、幅広く意見を聴取します。

基本計画 1-4 新たな広聴制度の実施

未成年を対象とした広聴などの新たな広聴制度を実施します。

基本方針 2 「結果を出す議会」を実現するための基本計画及び取組計画

～DO～ 討議し、調査し、質し、町民の声を反映させる

基本計画 2-1 政策提案に係る議員の資質向上

政策提案力の向上を図るため議員力の研鑽を重ねます。

基本計画 2-2 自己研鑽に係る議員の資質向上

議会として、政策立案能力、自治立法能力、審議能力などを高めるため常に自己研鑽に努めます。必要な視察については研修計画を立てて、調査を行います。

基本計画 2-3 議会研修会の充実

議員の資質向上と政策立案能力の向上を図るため議員研修計画を策定し、研修の充実強化を図ります。

基本計画 2-4 議員間討議の活性化

議会が「言論の府」であるとの原則から、各議員が自由に議員間討議を行うことにより議論を尽くし、議会として共通認識を高めます。委員会協議会により調査項目を協議し、執行機関との論点・争点を明確にしたり、調査結果の振り返りを行います。

議会運営と広報・広聴活動の疎通を高める議会運営を行います。

一般質問検討会議の運営手法の研究や改善を図り、会議の充実強化に取り組みます。

基本計画 2-5 調査力の向上

会議公開の原則のもと議案や議案資料、調査結果を公開します。

また、予算審査・決算審査方法の改善、ICT 端末の導入、基本となる調査資料の調製により調査力を高めます。

公聴会制度について、制度導入の検討を行います。

基本方針 3 「開かれた議会」を実現するための基本計画及び取組計画

～CHECK～ 検証し、評価し、結果を公開し、町民の声に応える

基本計画 3-1 議会活性化計画の検証と評価

本活性化計画の検証と評価を中間年に実施し、結果を町民に公表します。議員による自己評価のほか、議会モニター等による外部評価を行います。

基本計画 3-2 事務局によるサポート体制の強化及び事務の効率化

議会の補助・補佐機関として、議会運営のサポート体制の強化や議会事務の効率化を進めます。

基本計画 3-3 政策形成サイクルの確立

常任委員会の定例化、政策形成サイクルを意識した調査、意見交換会制度を活用した調査を行い、政策提言、政策立案につなげます。課題解決が長期化する案件については、意見交換会による継続協議を対象団体と行います。

また、議会として、町の総合計画策定の協議・議決にかかわるための手法の研究や、広聴制度にかかわる例規の成文化作業を行い、議会の政策形成サイクルの根拠規定を整備します。

基本計画 3-4 議会内部の情報共有

委員会の活動報告の改善や要点記録の共有により、一般質問の構築につなげたり、どの議員も町民からの問い合わせに一定程度回答できるよう、常に最新の調査状況を共有します。

また、町政の大きな問題や政策分野の横断的な町政課題に対して、委員会の垣根を越えた調査や論点の共有により、議会としての政策提言につなげていきます。

基本計画 3-5 議会からの情報発信

研修や議員間討議により「議会だより」の改善に取り組みます。

本会議の映像の公開など、積極的な議会情報の公開、SNSの活用等により情報発信を強化します。

会議の予定、一般質問の通告内容を会議前に公開し、本会議、常任委員会及び特別委員会の会議終了後は、会議結果並びに要点記録等を速やかに公開します。

町民への情報発信、議会の透明化、議会資料の共有化、議会内部の効率化等において、ICTを積極的に活用し、議会ICT計画の策定に取り組みます。

基本計画 3-6 傍聴したい議会・参加したい議会の実現

本会議の傍聴者拡大や委員会の傍聴機会の確保に取り組みます。

子育て中の親が議会活動に参加するための保育機能の確保、委員会の傍聴環境の確保、児童・生徒に対する議事堂利活用の働きかけを行います。

基本方針 4 「行動する議会」を実現するための基本計画及び取組計画

～ACTION～ 改善し、高め合い、進化し、町民の期待に応える

基本計画 4-1 議会制度の研究

今後、想定される地方議会にかかわる地方自治法の改正に対応するため、地方議会制度のあるべき姿について検討します。

基本計画 4-2 災害に対応する議会

災害を想定した訓練を重ねるとともに、現状にあわせて随時、別海町議会 BCP を改訂します。

基本計画 4-3 審議会等委員への就任辞退

町長の諮問機関である各種審議会等への議員就任は、2元代表制の基本理念に反し、不相当であることから、法令の定めによるものなどを除き、辞退します。

基本計画 4-4 公正・公平な委員等の選任

特別委員会等の委員選任については、全議員が公平・公正に選任されるような選任方法を検討します。

基本計画 4-5 議会費の確保

適正な議会活動を行うため、必要最低限の予算を確保します。

議会のICT化、調査力、事務効率、広報活動力等を強化するため経費を予算化します。

基本計画 4-6 政治倫理に係る議員の資質向上

政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めるため議員個々による点検・評価を行います。